

# 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例改正の概要

平成25年8月京都府福知山市の花火大会で発生した火災事故を受け、  
各種催し（イベント）を行う際には、次の事項が義務付けられました。

【平成26年12月1日施行】

## ケース①：多数の方が集合する催し（イベント）において対象火気器具等を使用する場合

—規制を受ける催し（イベント）—  
祭礼、縁日、花火大会、展示会などが該当し、  
PTAや自治会の行事も含まれます。  
※近親者のみで行うバーベキューなどは対象外

対象火気器具等とは・・・  
熱源（電気・ガス・石油・木炭など）を問わず  
使用に際し、火炎や発熱が生じる器具全般



## ケース②：ケース①の催しで、露店を開設する場合

—規制を受ける露店—  
祭礼、縁日、花火大会、展示会などの催し（PTAや自治会  
行事も含む。）にあわせて、対象火気器具等を使用する露店  
屋台等を開設するもの

露店、屋台とは・・・  
道ばたや寺社の境内・参道などで物品や飲食物を売る店



### 【ケース①・ケース②の対応】



### 【ケース②の対応】



★多数の方が集合する催し（イベント）において、対象火気器具等を使用する露店を開設する場合は  
『消火器の設置』と『露店開設届の提出』の両方が必要です。

## ケース③：上記のケースのほか、消防長が指定する屋外での大規模な催しを実施する場合

—規制をうける大規模な催し—  
主催する者が出店を認める露店等の数が、100店舗以上となる規模の催しとして計画されている催し

### 【ケース③の対応】

- ・「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」の作成が必要
- ・管轄する消防署へ作成した計画の提出が必要（開催日の14日前まで）

【問合せ先】 甲府地区消防本部 予防課 TEL 222-1291